



スマート機械及び5Gシステム投資税額控除細則の正式公布

産業革新条例第10条の1は、会社又は有限責任組がスマート機械及び5Gシステムへ投資し、新たに関連のソフトウェア、技術又は技術サービスを導入する場合に、営利事業所得税額の優遇適用申請をすることができるものと定めています。その実施細則である「会社又は有限責任組合のスマート機械又は5G移動通信システムの投資に係る投資税額控除細則」が2019年10月24日に正式に公布されました。正式な条文に草案(KPMGニュース2019-07号スマート機械及び5Gシステム投資税額控除細則の草案公表をご参照ください。)との大きな相違はありません。

関連優遇内容、適用手続及び注意事項のまとめは以下の通りです。

優遇内容

	適用期間	支出金額	投資税額控除の方法	投資税額控除の限度額と例外状況
スマート機械	2019/01/01 2021/12/31	同一課税年度の支出: NT\$100万以上 NT\$10億以下	以下の方法から1つを選択し、投資税額控除を適用する。選択後に変更することは出来ず、また当年度の納付すべき営利事業所得税額の30%を限度とする。	状況1: 同一年にその他投資税額控除と併せて適用する場合、当年度の合計投資税額控除総額は50%を限度とする。 状況2: 他の法令規定に基づき、当年度が投資税額控除の最終年度であり、且つ当該投資税額控除額が制限を受けない場合この限りではない。
5Gシステム	2019/01/01 2022/12/31		方法1: 当年度支出金額の5%を上限として、当年度の営利事業所得税額から控除する。 方法2: 当年度支出金額の3%を上限として、当年度より3年間にわたって各事業年度の営利事業所得税額から控除する。	

適用手続

經濟部に対する手続

- 申請期間: 当年度の営利事業所得税確定申告期間の開始4ヶ月前から申告期間終了日まで(12月決算: 1月1日~5月31日)。
- 申請方法: 經濟部の申請システムのフォームに基づき、投資効果を記載した投資計画書と「関連支出証明書」を併せて提出する。上記の期間内に登録、アップロードを完成させる。期限を過ぎた場合、再登録及び入力をする、又は用紙に記入し申請することは出来ない。

- システムによる申請完了通知を受けた後、再申請又は登録を修正することは出来ない。
- 同一課税年度における申請は1回を限度とする。

財政部各地国税局に対する手続

当年度の営利事業所得税確定申告時に、規定のフォームに記入し、「関連支出証明書類」を添付の上、所在地の税務当局へ提出し、投資税額控除の査定を受けます。

重要な注意事項

• 規定期間内の実際の支払行為及び証明書類の取得

当該投資税額控除の投資支出は実際の支払行為及び納品があり、「関連支出証明書類」を取得する必要があります。そのうち、統一發票の所属年度又は支払年度は投資税額控除年度の認定の根拠となります。主務機関の査定時の突合作業のために、統一發票又は支払証明書類のコピーに対象品名を記載する、又は別途投資リストを提示する必要があると考えられます。

• 12月決算でない事業者の支出期間が2019年に属する場合、修正申告により税還付を受けることができる状況

12月決算でない会社又は有限責任組が、本細則の公布までにすでに2018年度の営利事業所得税確定申告を行った場合、2019年の発生に属し、規定を満たす投資支出(例:3月決算の事業者が、2019年8月に2018年度営利事業所得税確定申告を行った場合、2019年1月から3月で発生し、規定を満たす投資支出)について、2019年度営利事業所得税確定申告期間の開始4个月前から申告期間終了日まで(つまり2020年4月1日~8月31日)に、経済部のシステムに登録し、2018年度の投資税額控除を追加申請することができます。また、経済部のシステムより送信された査定結果に基づき、所在地の税務機関に修正申告を行うことができます。

KPMGの見解

当該租税優遇の経済部の審査要点は、生産効率又はスマートサービスの提供機能を有するスマート機械及び5Gシステムの機能向上をもたらす年度投資計画に基づいた投資項目と、統一發票又は支払証明書類との突合であり、国税局の審査要点は支出金額の審査・認定です。

そのため、「関連支出証明書類」は、アップロードと添付の二段階の申請手続に分かれており、経済部の申請手続においては別途投資計画をアップロードする必要があります。

当該租税優遇の適用申請を有利に進め、最大の効果を発揮できるよう、営利事業者は投資計画に基づき、その支出項目を適切に計画する必要があると考えられます。

作者

パートナー 陳志愷

副総経理 施淑惠

KPMG Taiwan Network

台北事務所

台北市信義路5段7号68F
Tel : 02 8101 6666
Fax : 02 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号
Tel : 03 579 9955
Fax : 03 563 2277

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F
Tel : 04 2415 9168
Fax : 04 2259 0196

台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F
Tel : 06 211 9988
Fax : 06 229 3326

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6
Tel : 07 213 0888
Fax : 07 271 3721

日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先 (日本語対応可能)

台北事務所

Tel : 02 8101 6666 (代表)
Fax : 02 8101 6667

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587
E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909
E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584
E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号 : 16991
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 17640
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 林 琇宜

kpmg.com/tw

© 2019 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.